

令和2年度 県及び市町が管理する公共施設の受動喫煙対策状況調査結果

県内の公共施設で受動喫煙対策を進めています

県及び市町が管理する公共施設のうち、受動喫煙対策実施率（敷地内禁煙、屋内禁煙（テナント内禁煙含む）、喫煙室あり）は、100%でした。

そのうち、禁煙対策実施率（敷地内禁煙、屋内禁煙（テナント内禁煙含む））は、98.5%でした。

平成30年7月、健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙の防止が強化され多数の者が利用する施設等の区分に応じた対応が必要となりました。

1 調査方法

県及び市町が管理する公共施設（幼稚園、認定こども園、保育所等児童福祉法・母子保健法にかかる施設、小・中・高校、特別支援学校、病院・診療所、警察施設を除く）を対象に、令和2年10月1日現在の受動喫煙対策の実施状況について、県及び21市町に調査票を送付

昨年までは「県及び市町が管理する公共施設の禁煙・分煙状況調査」を実施。

施設管理者は、施設の現状について下記選択肢の中からいずれかを選択し回答

敷地内禁煙	敷地内(建物を含む)が全て禁煙。 (敷地内に喫煙場所および灰皿の設置がないこと)
屋内禁煙 (テナント内 禁煙含む)	建物全体を禁煙とし、屋外(屋上を含む)に喫煙場所を設置している場合。(屋外の喫煙場所は、非喫煙者が煙を吸わされない場所に設置されていること)
喫煙室あり	屋内に「喫煙専用室」または「加熱式たばこ専用室」等の技術的基準に適合した喫煙室を設置し、喫煙室以外の建物内に灰皿を設置していない場合。
対策未実施	上記の対策のいずれも行っていない場合、またはいずれの対策も不十分な場合

2 回答数

県及び21市町から回収（回答施設数：1,902施設）

3 結果概要

- ・全体の『禁煙』+『受動喫煙対策』実施率は、100%
施設のうち、「禁煙」（上記1）又は
「喫煙室あり」（ ）のいずれかの対策を実施している施設の割合
- ・うち『禁煙』対策実施率は、98.5%
施設のうち、（上記1）の対策を実施している施設の割合
- ・各公共施設の実施状況の内訳は、別紙（表1）のとおり

(表1) 令和2年度 受動喫煙対策状況調査

令和2年10月1日現在

	調査 施設数 (S)	敷地内 禁煙 (A)	建物内 禁煙 (B)	喫煙室 あり (C)	未実施 (E)	敷地内・ 屋内禁煙 (A+B) / S	受動喫煙 対策済 (A+B+C) / S
県施設	196	43	146	7	0	96.4%	100.0%
(再掲) 第一種施設	95	29	66	0	0	100.0%	100.0%
(再掲) 第二種施設	101	14	80	7	0	93.1%	100.0%
市町施設	1,706	757	927	22	0	98.7%	100.0%
(再掲) 第一種施設	355	165	190	0	0	100.0%	100.0%
(再掲) 第二種施設	1,351	592	737	22	0	98.4%	100.0%
計	1,902	800	1,073	29	0	98.5%	100.0%
(再掲) 県施設 住民利用あり	117	27	85	5	0		
(再掲) 市町施設 住民利用あり	1,428	927	782	19	0		

(表2) 【参考】禁煙・分煙対策実施状況(平成30年度～令和元年度)

	平成30年		平成31年		令和1年	
	禁煙	分煙	禁煙	分煙	禁煙	分煙
県施設	88.7%	100.0%	95.0%	100.0%	95.0%	100.0%
市町施設	92.8%	97.3%	96.8%	98.8%	96.8%	98.8%
警察施設	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
県立高校等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市町立学校 幼稚園	96.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公立病院 診療所	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
計	93.8%	98.2%	97.5%	99.2%	97.5%	99.2%

○対象施設：県及び市町等が管理する施設

昨年度までは、①敷地内禁煙敷地内(建物を含む)、②建物内禁煙、③テナント内禁煙、④完全分煙、⑤対策未実施の中から、施設管理者がいずれかを選択し回答。

上記①②③を「禁煙」、また、①②③と④完全分煙を実施している施設を「分煙」とした割合を記載。